

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鏡石町長 木賊 正男

市町村名 (市町村コード)	鏡 石 町 (07342)
地域名 (地域内農業集落名)	鏡石地区 (高久田・鏡田・仁井田・鏡石・笠石・久来石・豊郷・成田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

若い農業者の減少に伴い、高齢化、後継者不足が懸念されているなか、農地の出し手はいるが、受け手が少ない状況等から、農地が利用されず遊休農地が増加傾向にあるため、若い農業者の確保、育成が課題となっている。

また近年は、鳥獣害(イノシシ等)の被害が見受けられるようになるなど、それらの対策も急務となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物である水稻については、中心経営体である認定農業者等へ集積・集約化を進めるとともに、きゅうりをはじめとした園芸作物、もも、梨、りんご等の果樹栽培の取組を推進し、高収益作物の生産販売による農業経営の安定を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,447 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,447 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1,447 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に集積、集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員、農地利用最適化推進委員と調整しながら農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付け意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
老朽化している農業用施設の改修を進め、農用地の有効活用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から意欲ある農業経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んで行く。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の水路の土砂除去、道路の草刈り等、通常の軽易な管理については、地区の多面的機能支払交付金団体である各環境保全会等の団体の協力により実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③スマート農業を導入し、作業の自動化や省力化を推進する。
- ⑤果樹等の高収益作物の生産に取り組む。
- ⑦水路や道路等の維持管理については、各地区の環境保全会が実施する。